

保護者 各位

新富町教育委員会

緊急事態宣言期間における新富町小中学校感染予防対応基準について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本町の教育活動にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、県内の感染拡大に伴い、再び本県独自の緊急事態宣言が発令されました。本町児童生徒の安全・安心な学校生活を継続していくため、これまで以上に感染予防対策が大切になります。「緊急事態宣言期間における新富町小中学校感染予防対応基準」をご確認の上、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

緊急事態宣言期間における新富町小中学校感染予防対応基準

1 期間

緊急事態宣言期間中（令和3年5月10日（月）～5月31日（月））

2 感染予防三原則

「持ち込まない」「うつらない」「うつさない」

3 対応

①健康チェック ②マスク着用 ③手洗い ④換気 ⑤消毒 ⑥活動制限 の徹底

4 具体的方策

「新富町小中学校 新しい生活様式（令和3年度春季版）」の徹底

- ① 健康チェックの徹底・・・登校前の家庭での健康チェック（本人及び家族）
- ② マスク着用の徹底・・・登下校時、校内活動時（休み時間も着用）等
* 3密（密閉空間、密集場所、密接場面）を防いだ体育の活動はマスクを外してもよい。
- ③ 手洗いの徹底・・・登校時、トイレ使用时、給食時、休み時間後等
- ④ 換気の徹底・・・室内空間における対角線での常時換気等
- ⑤ 消毒の徹底・・・ドアノブ、水道蛇口、廊下手すり等
- ⑥ 活動制限の徹底
 - ア 登下校時の間隔を開けた一列歩行の徹底
 - イ 登下校時の鞆箱の混雑等を避ける工夫
 - ウ 集会活動の中止
※ ただし、オンライン集会や学級の人数以下での小規模グループの集会活動は可とする。
 - エ 音楽の合唱、学級での合唱の自粛、調理活動の中止
※ 合唱は、換気を徹底し、マスク着用並びに1m以上の間隔を開ければ可とする。
 - オ 給食時の会話自粛
 - カ 町内外における校外活動の中止又は延期
 - キ 部活動は校内のみとし、飛沫防止や用具・楽器等の消毒を徹底
※ 5月31日（月）まで他校との交流は中止とする。

5 その他

- 各学校の状況に応じて、適宜工夫と徹底を図る。

